

靖国神社秋季例大祭における首相・参議院議長・閣僚の真榊奉納に抗議します

内閣総理大臣 石破茂様

参議院議長 尾辻秀久様

厚生労働大臣 福岡資麿様

私ども「政教分離の侵害を監視する全国会議」は、靖国神社の春季・秋季例大祭、また 8 月 15 日の敗戦記念日ごとに、歴代の首相及び閣僚らに対し、日本国憲法第 20 条 3 項「政教分離原則」を厳格に守り、参拝や真榊等の奉納を行なわないように要請してきました。しかし、今年も秋季例大祭において石破茂内閣総理大臣は、靖国神社秋季例大祭の 10 月 17 日に「内閣総理大臣 石破茂」の名で真榊奉納を行い、尾辻秀久参議院議長も同日「参議院議長 尾辻秀久」の名前で真榊奉納を行いました。さらに福岡資麿厚生労働大臣も同様に同日真榊を奉納しました。憲法尊重擁護義務を負う立場にありながら、公然と「内閣総理大臣」、「参議院議長」、「国务大臣」の肩書を付して真榊奉納を行ったことは、明らかなる「公的」立場での行為であり、明白な日本国憲法第 20 条 3 項の「政教分離原則」違反です。

靖国神社は、戊辰戦争以来、天皇の側に立って戦死した兵士を「英霊」として祀り、顕彰するために創られた神社であり、国民を積極的に戦争に動員すると共に、侵略戦争へと駆り立てる軍国主義の支柱の役割を果たしてきました。日本国憲法に 20 条 3 項「政教分離原則」が定められたのも、国家神道体制により全国民を一律に靖国神社等に参拝させ、天皇のための戦死を最高善と教化した負の歴史の反省と再発防止の目的があります。首相や閣僚らが、こうした歴史の事実を重く受け止めず、靖国神社への真榊奉納という行為を繰り返すことは、日本政府が歴史に対して無反省であることを国内外に宣明するのに等しいことです。

首相や閣僚らが奉納行為を「私的なもの」と主張することは公的肩書を付しての行為であり、この行為は特定の宗教である靖国神社への関心と呼び起こして特定の宗教を「援助・助長・促進」する効果を及ぼすものです。

私たちは首相、参議院議長、及び閣僚が、一宗教法人である靖国神社の例大祭に参拝や真榊を奉納したことに厳重に抗議し、以後、憲法第 20 条 3 項に定める「政教分離原則」規定、及び第 89 条の「公金の支出の禁止」規定を厳格に遵守し、同様の奉納や参拝を行わないよう強く要請します。

2024年11月27日

政教分離の侵害を監視する全国会議

代表幹事 稲正樹、木村庸五

事務局長 星出卓也

西東京市柳沢 2-11-13

電話 042-458-0251 sola_fide@yahoo.ne.jp